

## 『日本赤十字社と血液事業にかかる原則及び法律等（抜粋）』

### 輸血用血液の無償原則の決議

昭和23年第17回赤十字国際会議決議

血液は、与えるものも受けるものも可能なかぎり無償の原則をもとに、普遍的に実施すること。

### 献血の推進について

昭和39年8月21日閣議決定

政府は、血液事業の現状にかんがみ、可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入れ体制の整備を推進するものとする。

### WHO（世界保健機関）勧告

昭和50年第28回WHO総会

無償献血を基本とする国営の血液事業を推進すること。

### 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

### 日本赤十字社法

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。